

## 個人住民税の特別徴収（特納）の納付期限のお知らせ

平成 29 年 5 月  
上原会計事務所  
松本市島立 1095 番地 1  
デザインセンタービル 2F  
TEL 0263-88-2514  
FAX 0263-88-2516

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例を受けているお客様へお知らせです。

平成 28 年 12 月から平成 29 年 5 月分の納付期限が、6 月 12 日（月） となっております。

いまから納税資金の準備をお願いいたします。

\* 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例とは・・・

<対象>

給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である特別徴収義務者であって、申請により所轄庁の承認を受けた事業所

<概要>

給与の支払の際に徴収した特別徴収税額を年 2 回に分けて納入することができるものです。

(納期限)

・ 6 月分から 11 月分・・・12 月 10 日

・ 12 月分から翌 5 月分・・・6 月 10 日

※納期限と金融機関の休業日が重なる場合はその翌日が納期限になります。

以上

～個人事業者の皆様へ～

## 消費税中間申告のお知らせ

平成 29 年 5 月  
上原会計事務所  
松本市島立 1095 番地 1  
デザインセンタービル 2F  
TEL 0263-88-2514  
FAX 0263-88-2516

《該当される方はご注意ください！》

個人事業者の方で、平成 28 年分の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が **400万円**を超える方は、**5月31日(水)**が消費税の中間申告の期限になります。

対象者には、中間納付税額が記載された「**消費税及び地方消費税の中間申告書**」及び「**納付書**」が所轄税務署より送られてきます。

必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税の納付をお忘れなくお願い致します。

**納付税額** : **通知された金額**

**申告および納付期限** : **5月31日(水)**

※ただし、**振替納税**をご利用の方の振替日は **6月26日(月)**になります。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付されます。

### 【前年と著しく状況が変わった場合】

事業状況が平成 28 年と著しく異なる場合などは、前年実績による中間申告の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付する事も可能です。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも消費税還付を受けることはできません。（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります）

ご不明な点などございましたら、お気軽にご質問ください。